

第6期府中市障害者等地域自立支援協議会

児童発達支援センターの必要機能に関する  
答 申 書

平成30年11月



## はじめに

障害者総合支援法や障害者虐待防止法等の整備、障害者差別解消法の施行により、障害者を取り巻く環境は大きく変わってまいりました。また、社会全体で見ましても、少子・高齢化や単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化などにより、地域における課題は複雑化しています。そうした中で、府中市障害者等地域自立支援協議会（以下、「協議会」といいます。）では、市内の障害福祉サービス事業者や障害者福祉団体、医療、就労関係者などの幅広い分野の方々にお集まりいただき、地域の支援体制における課題の共有や整理をし、改善に向けた協議を行ってまいりました。

6期目となる今期の協議会では、平成29年4月に市長から次の事項について検討を依頼されました。

- 1 関係機関等が相互の連絡を図り、地域における障害者及び障害児への支援の体制を整備すること
- 2 その他市長が必要と認める事項

これらの内容を踏まえ、協議会の中で専門部会の一つとして「児童発達支援センター部会」を立ち上げ、府中市で整備を予定している児童発達支援センターに必要な機能について協議・検討をしてまいりました。

児童発達支援センターは、児童福祉法等に基づき、主に未就学の障害のある子ども又はその可能性のある子どもに対する発達支援や相談を行うほか、18歳未満の障害のある子ども等に対する地域における中核的な支援機関として地域支援を行う施設です。国は、各地方自治体に対し、児童発達支援センターを人口10万人当たり1箇所以上整備するよう求めています。

児童発達支援センター部会では、府中市の児童期（本答申書では、児童福祉法第4条で定める18歳未満の者を「児童」と呼びます。）における支援機関の現状と課題を整理し、児童発達支援センターのあり方を検討しました。児童発達支援センターは、乳幼児期から成年期に至るまでの一貫した支援、子どもとその家族への支援、そして、子どもや家族が住みやすい地域の基盤創りを行う場として、重要な役割があります。

本答申書は、府中市における児童発達支援センターの必要機能に関する協議の結果についてまとめたものです。今後、市の行政運営に、この答申書の内容が活かされることを期待しております。

今後も本協議会が効果的に運営され、発展していくことを祈念いたしまして、答申にあたっての巻頭のあいさつとさせていただきます。

平成30年11月

府中市障害者等地域自立支援協議会会長 河 井 文

# 目 次

I	府中市における支援の必要な児童とその支援機関の現状と課題	3
II	府中市の理想的な児童発達支援のあり方	5
III	児童発達支援センターの必要機能	7
IV	最後に	11

## 資料編

府中市附属機関の設置等に関する条例（抜粋）	14
府中市障害者等地域自立支援協議会規則	16
児童発達支援センター一部会委員名簿	17
会議開催状況と内容	18

## I 府中市における支援の必要な児童とその支援機関の現状と課題

### 1 相談件数や支給決定数が増加しているが、市内支援機関で十分対応できていない

#### (1) 相談件数等の増加

- ・ 未就学児の発達に関する相談は増加傾向にあり、特に子ども発達支援センターあゆの子（以下「あゆの子」とする。）の相談件数が著しく増加している。あゆの子の通園（児童発達支援）も待機児童が出る年がある。
- ・ 障害を有する児童の教育相談の件数、特別支援学級利用児数も増加傾向にある。
- ・ 児童発達支援や放課後デイサービスの支給決定数は精神保健担当分、援護担当分いずれも増加が著しい。

#### (2) 市内の支援機関が上記相談件数の増加に対応できていない。

- ・ あゆの子は相談者の増加により、相談までに待機期間が出たり、外来グループの頻度を減らさざるを得ない。多摩療育園の初診も3か月以上先しか予約ができないため、保護者が不安な状態のままにおかれる。
- ・ 児童の支給決定数は増加したが、通所支援計画作成を受ける事業所が少なく、児童のセルフプラン率が依然として高い。
- ・ あゆの子の通園（児童発達支援）のような集団活動を行いながら継続的な積み重ねが行える児童発達支援が、市内にはあゆの子以外にない。
- ・ 需要と提供量が見合っていないサービスがある（特に市内の短期入所や日中一時支援の受け入れ先が少ない）。
- ・ 現在のあゆの子は就学前までの相談に限定しているため、就学後の相談を受けられない。

### 2 多様なニーズに対応できていない

- ・ 相談件数や支給決定数には表れない潜在的ニーズを読み取る必要がある。様々な児童のニーズに対応できるサービスメニューがない。

#### (1) 就学後の課題に対応できる機関が少ない

- ・ 現在のあゆの子は就学後の相談や療育を行っていない。
- ・ 特別支援教育を受けていないが、支援の必要な児童も多い。学校以外の相談先が少ない。
- ・ 就学後に感覚統合療法、言語療法、作業療法など、必要な指導が受けられる場が少ない。
- ・ 学校に行けない、いじめ、自己肯定感が下がる、反社会的行動、思春期の難しい時期などの対応について、保護者や子ども自身が相談できる場所が少なく、わかりにくい。
- ・ 18歳未満で発症した精神障害のある児童の相談先がわかりにくい。

#### (2) 両親の就労を支える障害児保育の場が限られている

- ・ 保育所ですくすく枠を設けているが、低年齢児は特に希望してもなかなか入れない。医療的ケアがないことや集団保育に参加できることなどの条件があるため、申請もできない乳幼児がいる。
- ・ すくすく枠での入園の場合、長時間保育が叶わず、両親の就労等に支障が出ることがある。
- ・ 入所後に「気になる」面が出てくる子どもたちへの対応で保育所は苦慮している。

#### (3) 医療的ケア児の利用できる施設が少ない

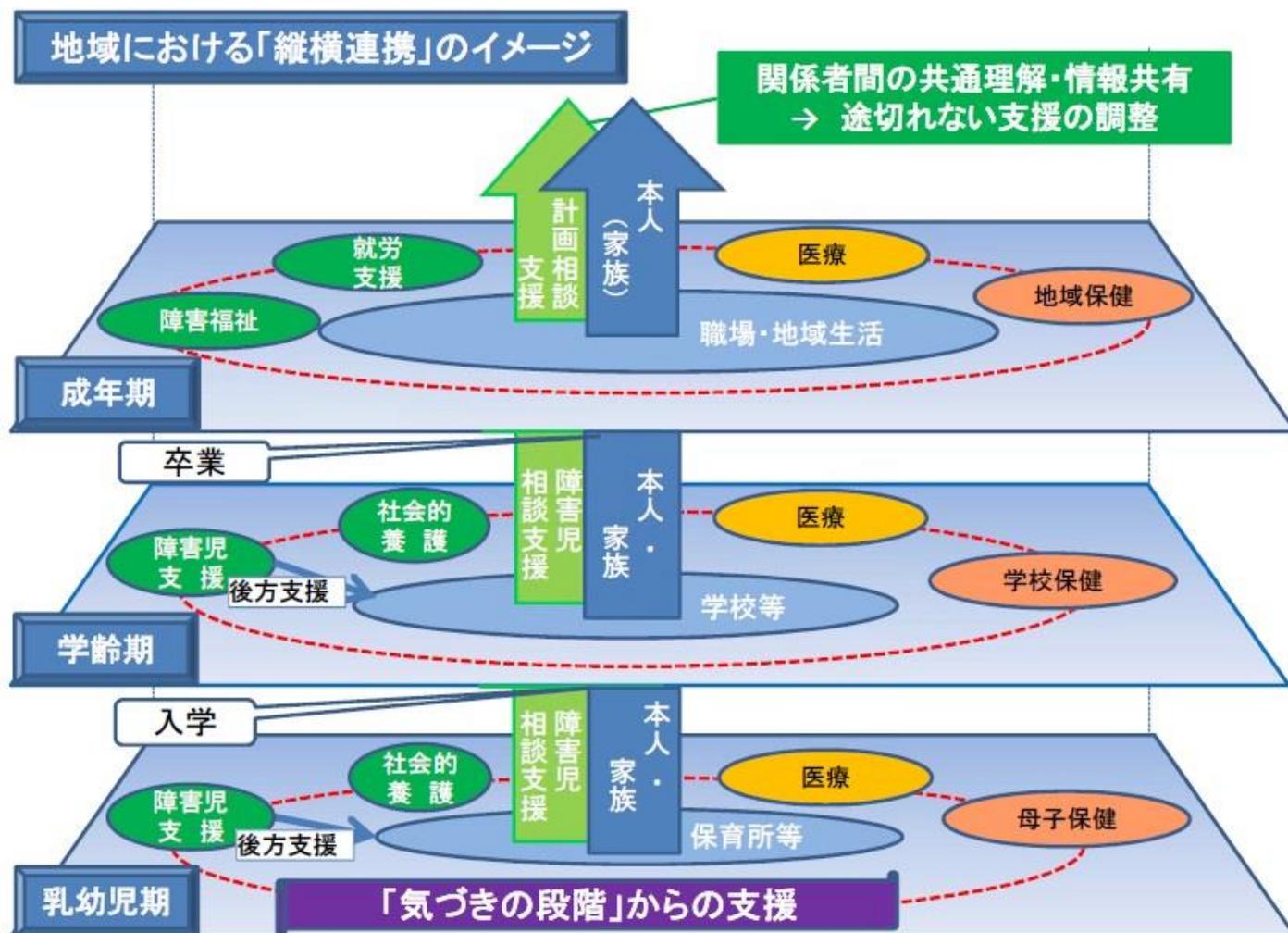
- ・ 医療的ケアが必要で重症心身障害ではない児童（以下「医療的ケア児」という）が利用できる施設（児童発達支援、放課後等デイサービスや短期入所）がほとんどない。

#### (4) 相談窓口に関する課題がある

- ・ 相談の窓口がわかりにくい。家庭内に多くの課題がある場合や、支援者が必要と考えても支援を受けることに抵抗感を抱く家庭の場合など、どこに相談すべきかがわからない。
- ・ 障害者福祉課での相談や申請の際に、「障害」が付く課名に抵抗を持つ人がいる。
- ・ 相談支援事業所はサービス利用がなくなると関係が切れてしまうため、継続的な相談にならない。
- ・ アウトリーチによる支援が有効な場合も多いが、支援体制に課題がある。

### 3 関係機関の連携について課題がある

- ・ 乳幼児期から学齢期、成年期に至るまでの間に一貫して相談や支援ができる機関が少なく、支援機関が変わる時に支援が途切れることがある。ライフステージをまたがる際の関係機関連携に課題がある（縦の連携）。
- ・ 学齢期の支援では学校や教育関係機関との連携が重要となるが、これまであゆの子は就学前までの児童を対象としていたので十分に行えていなかった。放課後等デイサービスの事業所連絡会がないなど、学齢期の児童に関わる機関の連携が十分に行われていない。
- ・ 関係機関の連携や役割分担を再確認し、児童に関わる際に必要な体制を構築できるようにすべきである（横の連携）。



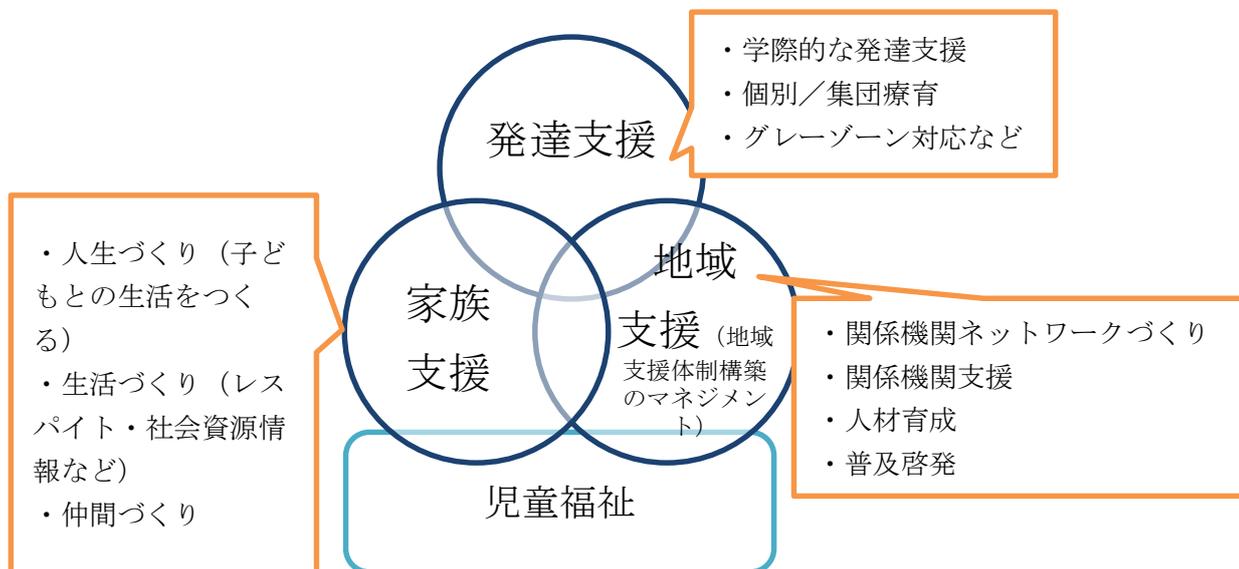
※上図において、乳幼児期は未就学児、学齢期は小学生から概ね高校生年齢、成年期はそれ以降を表す。

出典：「平成 26 年度障害児支援の在り方に関する検討会報告書参考資料（厚生労働省）」より

## II 府中市の理想的な児童発達支援のあり方

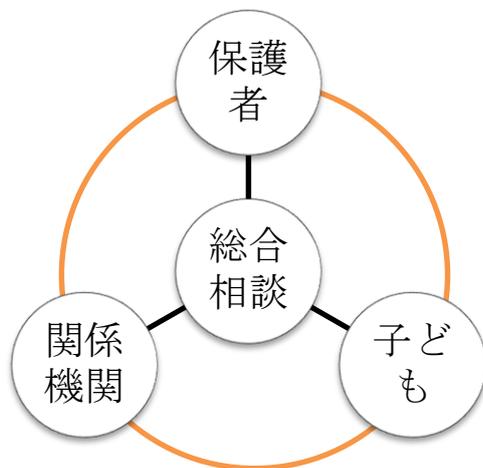
### 1 児童発達支援について

これらを踏まえ、児童発達支援の要素を整理すると以下ようになる



出典：全国児童発達支援協議会編『発達支援学：その理論と実践～育ちが気になる子の子育て支援体系』及び「中・長期的視点から見る障害児支援の在り方（平成 27 年度知的障害関係施設長会議）」に基づき本協議会委員が作成

また、相談部門のありかたとして、以下のようなワンストップ機能が求められる。



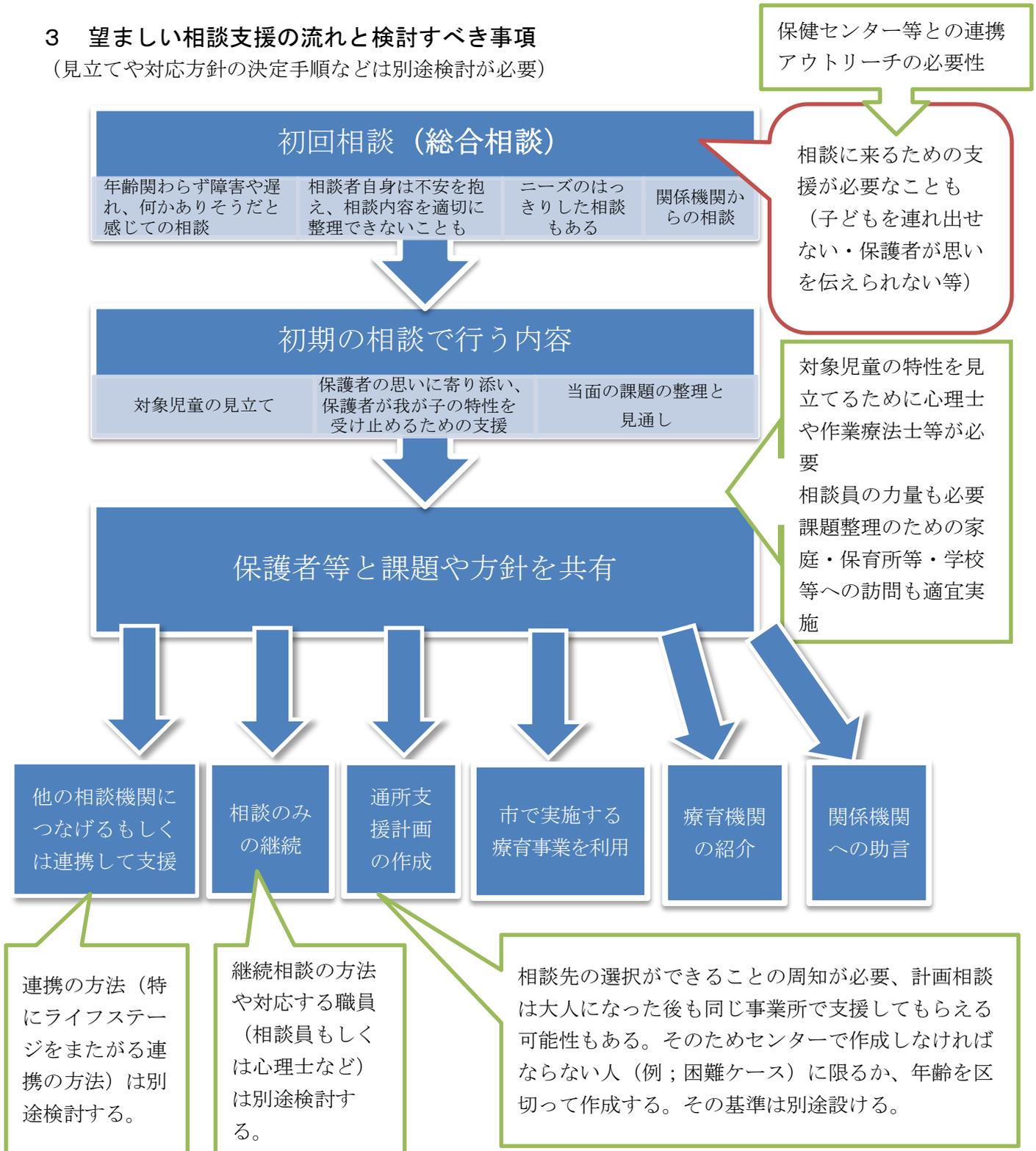
- ・ 児童の発達に関わる相談について、子ども、保護者、その関係機関からのすべての相談に対応する。障害者手帳の有無は問わず、発達が「気になる」段階から対応する。
- ・ 保護者が子どもの発達に関する相談をする際のさまざまな心情に配慮し、子どもの「気になる」面をともに受け止め、対応を考えられるような「丁寧」かつ「手厚い」支援を行う。
- ・ 来談が難しい場合にはアウトリーチを行う。
- ・ 来談された窓口で解決できない問題については、適切な機関と連携をとり、紹介をする。「たらい回し」にならないように、必要な場合は他機関への相談に同行するなどの方法も検討し、きちんと「橋渡し」をする。ただし、保護者の選択も尊重する。

## 2 支援の対象となる者

1 8歳未満で、手帳の有無は問わず、発達面で「気になる」ことがある児童も含み、医療的ケア児、障害のある子、障害等で支援が必要な児童すべてとその家族、関係機関を対象とする。

## 3 望ましい相談支援の流れと検討すべき事項

(見立てや対応方針の決定手順などは別途検討が必要)



#### 4 支援の実施方法

具体的な支援にはさまざまな方法が考えられ、さらにそれが4ページの参考図のように、ライフステージの変化に伴って窓口や関係機関が変わっていく。この変化を出来る限り少なくして支援の継続性を担保し、関係機関との連携を含め対応できるような体制を整備することが必要である。児童期における一貫した支援を実施し、その後の地域生活への基盤創りを行う場として、府中市として児童発達支援センターを設置することが望ましい。児童発達支援センターの支援の必要機能を以下Ⅲに示す。

### Ⅲ 児童発達支援センターの必要機能

#### 【事業】

センターで行う事業はこれまで述べてきたとおり、以下の3体系に整理される。

#### 1 発達支援を中心とした実施事業（家族支援・地域支援は別途記載）

##### <基本的な考え方>

- ・あゆの子で現在実施している事業は基本的に継続する。
- ・市内で充足していない事業を実施する。
- ・市の施設以外では実施不可能な事業を実施する。

\*各事業について、法内事業として実施することが適当と考えられる事業と、法外が適当な事業、今後検討が必要な事業に分けて記した。保護者が子どもの特性や「障害」を受け止めるには時間がかかる場合も多いため、そのような保護者の心情への配慮と市の財政負担の双方を含めた、法内/法外によるメリット・デメリット等を勘案し、決定してほしい。また、他市で法外の療育事業を有料としている場合もあるので、参考にしてほしい。

##### <法内事業>

事業内容	同事業が必要な理由	法内／法外の判断理由 その他検討課題
①児童発達支援	<b>現在のあゆの子（通園）の継続</b> 他に毎日登園でき、年齢ごとの集団活動ができる施設が市内にない。現在のあゆの子以上の定員数を確保することが望ましい。 食事に関する指導は療育の中でも重要なものの一つであり、アレルギーや適切な食形態等、子どもに合った食事を提供するため給食を施設内で調理し提供する。	<b>現在のあゆの子（通園）の継続</b> *送迎をつけるかどうかは、保護者の負担軽減というメリットと保護者とのタイムリーな相談がしにくくなるというデメリットを勘案し、検討する。
②保育所等訪問支援	多摩療育園が実施しているが、実施件数が少ない。 保育所等に通う子どもの増加	巡回相談との使い分けは検討が必要だが、本事業では法内事業として目的をもって児童に直接関わるという意義があり、有効な支援となり得る。
③計画相談支援・障害児相談支援	障害児相談支援等を行うことでセルフプラン率を下げること	児童発達支援センターでどの程度の件数を行うかは検討する。

	寄与 発達支援センターで実施した方が適切な場合がある。	*ちゅうファイルの活用
--	--------------------------------	-------------

<法外事業>

事業内容	同事業が必要な理由	法内／法外の判断理由 その他検討課題
①一般相談	「総合相談」と位置づけ、保護者、子ども自身、関係機関の相談を一旦ここで受け止める。上記Ⅱの3参照	法内事業に該当するものがない。 児童のアセスメントのため心理士等の専門職を配置することが望ましい。 *ちゅうファイルの活用
②児童発達支援（通園）対象年齢前の乳幼児を対象とした療育グループ	<b>現在のあゆの子の事業の継続</b> 希望者が多く回数を減らして対応している。 就園前で特性が明らかになってくる時期に、子どもの療育と保護者への支援が必要	診断がつかないなど保護者にとっては最も不安で、どのように受け止めてよいかわからない時期なので、受給者証や契約などにとらわれず利用しやすいサービスであることが望ましい。
③保育園等訪問事業（「地域支援」に再掲）	<b>現在のあゆの子の事業の継続</b> 保育所等への支援として必要	法内事業に該当するものがない。

<法内か法外か今後検討が必要な事業>

事業内容	同事業が必要な理由	法内／法外の判断理由や課題
①保育所等の所属集団があるが発達支援が必要な幼児を対象とした療育グループ	<b>現在のあゆの子の事業の継続</b> 希望者が多く回数を減らして対応している。 所属集団だけでは足りない療育の提供	保護者が目的をもって利用することが多いので、法内の運用も可能。ただし、子どもの特性理解に課題がある場合への配慮は必要なので、法外の運用の可能性も含め慎重に検討が必要
②学齢期の児童を対象とした感覚統合や作業療法的、言語療法的な指導	東京都立多摩療育園等は原則就学前までが対象。情緒障害の通級を選択すると「ことばの教室」を利用できないのでことばの課題への対応が不十分になる。	保護者が子どもの特性を理解したうえで目的をもって利用することが多いので、法内の運用も可能

## 2 家族支援

事業内容(例)	目的	備考
①保護者への情報提供等各種勉強会、ペアレントトレーニング	保護者等が我が子のことを理解し、対応できる（心理教育的かかわり）。	子ども家庭支援センターたちの事業との役割分担が必要 スタッフの育成が必要
②保護者同士のグループでの話	保護者同士が支えあい、保護者	先輩保護者からの助言やつなが

し合い、ペアレント・メンターによる相談	等が我が子の特性を受け止める。(ピア・カウンセリング的かわり)	りは保護者にとって励みになるペアレント・メンターの育成も含む。
③親の会活動など	家族の自主的な活動への支援	立ち上げ支援、場所の提供など
④きょうだいへの支援 「きょうだいの会」	きょうだいが思いを共有でき、正確な情報を得て課題を乗り越えられる。	<b>あゆの子の事業の継続</b>

(個別相談の中で上記の目的での支援が行われる場合もあるが、ここでは「家族支援」の事業と考えられるもののみをあげた。)

### 3 地域支援 (基幹相談支援センター等との役割分担が必要)

#### ①発達支援にかかわる関係機関の連携の要としての役割

##### (ア) 縦の連携として

- ・ ライフステージが変わる際(成年期に利用する機関への引き継ぎも含む)の関係機関の引き継ぎが適切に行えるような仕組みづくり

##### (イ) 横の連携として

- ・ 児童発達支援や放課後等デイサービスなどの子どもの発達支援機関や相談機関などの連絡会の運営(連携によって情報共有をし、それぞれが提供するサービスの質の担保及び向上を図る)
- ・ 児童に関わる全ての関係機関(医療、保健、保育、教育、療育、福祉、相談機関、就労等)のネットワークづくり
- ・ 保健、教育、保育、子ども家庭・福祉等行政内関係部署との連携
- ・ 学齢期の児童も対象とすることから、特に教育分野との連携が重要となる。

##### (ウ) 保護者・対象児童を中心とした連携

- ・ 「ちゅうファイル」の活用により、保護者や対象児童を中心とした連携を構築する。

#### ②人材育成

##### (ア) 対象

- ・ 障害児を対象とした施設の職員(相談支援事業所、民間児童発達支援、放課後等デイサービス、特別支援教育など)
- ・ 児童を対象とした施設の職員(保育所、幼稚園、学校、学童保育など)
- ・ ペアレント・メンターなどを希望する保護者

##### (イ) 目的

- ・ 児童に関わる職員のスキルの向上
- ・ 児童を支援する人を支援する

##### (ウ) 方法

- ・ 会議による情報交換
- ・ 研修会や説明会
- ・ 事例検討会
- ・ 個別事例への助言(「総合相談」窓口で受け止め、保育所等訪問支援事業(法内)や保育園等訪問事業(法外)などを含め、どのような方法で助言するかを決める)

#### ③一般市民への普及啓発

##### (ア) 目的

- ・ 一般市民の障害への理解促進
- ・ 誰もが子どもの発達等などについて相談ができることを知っていること。それによって保護者を支え、大きな問題になることを防ぐ。

#### (イ) 方法

- ・ 普及啓発用のパンフレットやポスター等の作成、配布、掲示
- ・ 一般市民を対象とした障害理解促進のための講演会の開催

### 【名称、設備及び運営】

#### (1) 名称

福祉型児童発達支援センターとして実施する。他市で「子ども発達センター」「子ども発達支援センター」等の名称を使用している例があるが、法改正後全国的に「児童発達支援センター」という名称で通っているため、そのままが良い。

#### (2) 設備

18歳未満で、障害者手帳の有無は問わず、発達面で「気になる」ことがある児童も含み、医療的ケア児、障害のある児童、障害や疾患等で支援が必要な児童すべてとその家族、関係機関を対象とする施設であるため、以下のような配慮が必要である。

- ・ 子どもの特性に配慮し、適切な療育が行えること
- ・ 子どもの様々な特性を勘案し、来館までの経路を含む安全性の確保と利用しやすさ
- ・ どんな相談内容でも安心して話ができるようなプライバシーが守られた部屋があること
- ・ 対象年齢が広がることから相談者数の増加が見込まれること
- ・ 法内事業においては国や東京都の基準の遵守

#### ①発達支援

- ・ 適正な数の相談室を設置する。
- ・ 個別指導室・発達検査室
- ・ 訓練指導室（室内にぶら下がり遊具を設置する。刺激を統制できるよう柵や水道設備等の設置を工夫する。）
- ・ トイレや水道等は、日常生活動作の訓練が容易にできるように配置する。
- ・ 園庭
- ・ 給食調理室

#### ②家族支援・地域支援

- ・ 利用者等の一時預かりの部屋があることが望ましい。
- ・ 家族の自主的な活動のために貸し出しができる部屋があることが望ましい。
- ・ 研修や会議等ができる部屋があることが望ましい。

#### ③周辺設備

- ・ 駐車場・駐輪場（公共交通機関を利用できない人がいることにも配慮する。安全に乗り降りができるようにする）
- ・ エレベーター
- ・ きょうだい待機室
- ・ ボランティア活動室

- ・ 授乳室
- ・ 洗濯室など

### (3) 運営

あゆの子の事業の継続性や相談の継続性を保ちながら、市が児童の育ちに責任をもって対応できる運営体制とする。市内の関係機関連携を深めるためにも、市の直接的な関与があることが望ましい。

### 【人員】

①総合相談窓口を担当する相談員（社会福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員など）

②発達支援ほかの事業を担当する職員（療育に必要な人員を必要数配置する）

＜主に必要な職種＞

児童指導員、保育士

看護職員（保健師、看護師）

心理士、作業療法士、言語聴覚士、理学療法士、音楽療法士

医師（小児科医、精神科医、児童精神科医、歯科医等）

栄養士・調理員

## IV 最後に

今期の児童発達支援センター部会では、府中市で整備すべき児童発達支援センターに必要な機能を中心に協議・検討してきましたが、市内において障害児の一時預かり及び短期入所ができる施設の不足や医療的ケア児への対応など、児童発達支援センターの機能のみだけでは解決が難しい課題も同時に浮き彫りになりました。

今後、基本構想及び基本計画等を作成する際にも、あゆの子をはじめとした児童の支援に関わる関係者や当事者及び家族、市民等の意見を取り入れながら、府中市全体で子どもや家族を支えることのできる最善の施設が整備されることを祈念いたします。



# 資 料 編

## 府中市附属機関の設置等に関する条例（抜粋）

### （目的）

第1条 この条例は、法律又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、府中市長又は府中市教育委員会（以下「市長等」という。）の附属機関を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### （設置）

第2条 市長等の附属機関として、別表名称の欄に掲げる機関を置く。

2 前項に規定するもののほか、市長等は、府中市規則又は府中市教育委員会規則（第9条において「市規則等」という。）に定めるところにより、設置期間が1年未満の附属機関を置くことができる。

### （所掌事務）

第3条 前条第1項に規定する附属機関は、市長等の諮問に応じて、それぞれ別表所掌事項の欄に定める事項について、調査審議するものとする。

### （委員の定数）

第4条 第2条第1項に規定する附属機関の委員（臨時委員及び専門調査員を除く。次条において同じ。）の定数は、それぞれ別表委員の定数の欄に定めるとおりとする。

### （委員の任期）

第5条 第2条第1項に規定する附属機関の委員の任期は、それぞれ別表委員の任期の欄に定めるとおりとし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### （臨時委員及び専門調査員）

第6条 市長等の附属機関に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 市長等の附属機関に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門調査員を置くことができる。

3 臨時委員は第1項の規定による特別の事項の調査審議が終了したとき、専門調査員は前項の規定による専門の事項の調査が終了したときに、解任されるものとする。

### （部会）

第7条 市長等の附属機関は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

### （秘密保持義務）

第8条 市長等の附属機関の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### （委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、市長等の附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則等で定める。

### 付 則

### （施行期日）

1 [この](#)条例は、平成27年4月1日から施行する。

（非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年12月府中市条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表第1 指定管理者候補者選定委員会委員の項の次に次のように加える。

障害者等地域自立支援協議会委員	日額	8,000円
-----------------	----	--------

別表(第2条～第5条)

1 府中市長の附属機関

府中市障害者等地域自立支援協議会	障害者及び障害児への支援の体制の整備に関する事項その他市長が必要と認める事項	18人以上	2年
------------------	--	-------	----

※ 別表については、府中市障害者等地域自立支援協議会に関する部分を抜粋しています。

## 府中市障害者等地域自立支援協議会規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、府中市附属機関の設置等に関する条例（平成27年3月府中市条例第1号）第9条の規定に基づき、府中市障害者等地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (協議会の委員)

第2条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。次号において「法」という。）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者 3人以内
- (2) 法第51条の2第1項に規定する指定相談支援事業者 4人以内
- (3) 障害者又はその家族等 2人以内
- (4) 社会福祉関係団体の構成員 4人以内
- (5) 関係行政機関の職員 5人

### (会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (協議会の会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会の会議に出席させて意見を聴き、又は説明を求めることができる。

### (部会)

第5条 協議会の部会（以下この条において「部会」という。）に属すべき委員は、会長が指名する。

- 2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 3 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 4 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する部会に属する委員がその職務を代理する。

### (雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

### 付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

## 児童発達支援センター一部会委員名簿

(◎部会長 ○副部会長)

	氏 名	選出母体及び役職名
1	◎栗山恵久子	府中市手をつなぐ親の会 会員
2	○古寺久仁子	東京都立多摩療育園 相談主任技術員
3	桑田利重	地域生活支援センターみ～な センター長
4	鈴木卓郎	地域生活支援センタープラザ 施設長
5	高橋美佳	地域生活支援センターあけぼの 所長
6	原 郷史	地域生活支援センターふらっと センター長
7	犬飼知子	NPO 法人ポップシップ 代表理事
8	近藤優子	府中市福祉作業所等連絡協議会 社会福祉法人若松福祉わかまつ共同作業所 施設長 (平成 30 年 3 月まで) ギャロップ 施設長 (平成 30 年 4 月から)
9	平良圭嗣	有限会社やすらぎ やすらぎ 管理者
10	石橋直美 田村智久	府中市パーキンソン病友の会 会長 (平成 30 年 6 月 28 日まで) (平成 30 年 6 月 29 日から)
11	椛島剛之	障害者当事者
12	河井 文	府中市肢体不自由児者父母の会 会長
13	野村忠良	府中市精神障害者を守る家族会 会長
14	吉井康之	府中市社会福祉協議会 地域福祉部地域活動推進課長補佐兼権利擁護課長補佐兼まちづくり推進係長兼府中ボランティアセンター長
15	梅景靖之 吉岡美佳	東京都立府中けやきの森学園 主任教諭 (平成 30 年 3 月まで) (平成 30 年 4 月から)
16	今野ゆかり	府中公共職業安定所専門援助部門 統括職業指導官
17	竹下 勝 小鶴隆志	東京都立府中療育センター 事務次長 (平成 30 年 3 月まで) (平成 30 年 4 月から)
18	早田紀子 山科美絵	多摩府中保健所 課長代理 (平成 30 年 3 月まで) (平成 30 年 4 月から)

## 会議開催状況と内容

	日 時	出 席 者	内 容
第1回	平成29年5月22日 14:00～16:00	出席委員11名 オブザーバー:心身障害者福祉センター施設長、あゆの子主査	市より説明 あゆの子の事業説明
第2回	平成29年7月13日 10:00～12:00	出席委員11名 オブザーバー:心身障害者福祉センター施設長	小学校における要配慮児童の推計 センターで目指すべきものについて 部会の進め方
視察	平成29年8月25日 10:30～12:00	出席委員6名	杉並区こども発達支援センター
第3回	平成29年9月4日 10:00～12:00	出席委員11名 オブザーバー:心身障害者福祉センター施設長、あゆの子主査	あゆの子見学・事業説明 東京都立多摩療育園の事業説明 視察報告(杉並区こども発達支援センター) 児童の発達に関する相談件数と現状における課題
第4回	平成29年10月25日 10:00～12:00	出席委員9名 オブザーバー:あゆの子主査、教育委員会・教育センター統括指導主事、健康推進課母子保健係保健師2名、保育支援課係長、子ども家庭支援センターたち事務職員、児童青少年課学童クラブ指導員2名	府中市の子どもの発達にかかわりのある部署の担当者と事務局の打ち合わせで上がった課題の報告 視察報告(町田市こども発達センターすみれ教室10月5日) オブザーバーからの意見聴取 今後のスケジュールについて
第5回	平成29年12月15日 10:00～12:00	出席委員11名 オブザーバー:心身障害者福祉センター施設長、あゆの子主査、子ども家庭支援センターたち主査、事務職員、健康推進課母子保健係保健師	基本構想案のセンター設置目的、事業内容について議論

第6回	平成30年1月9日 10:00~12:00	出席委員10名 オブザーバー:教育センター統 括指導主事、スクールソーシャ ルワーカー(SSW)、心身障害 者福祉センター施設長、あゆの 子主査、健康推進課母子保健係 保健師2名、子ども家庭支援セ ンターたち主査、事務職員	教育センターの事業説明と児童 発達支援センターとの連携につ いて
第7回	平成30年2月19日 13:00~15:00	出席委員10名 オブザーバー:心身障害者福祉 センター施設長、あゆの子主 査、健康推進課母子保健係保健 師2名、子ども家庭支援センタ ーたち主査	府中市社会福祉士会の企画で見 学した日野市エールの報告 答申案についての検討 30年度の活動について
第8回	平成30年4月26日 10:00~12:00	出席委員11名 オブザーバー:心身障害者福祉 センター施設長、あゆの子主 査、健康推進課母子保健係保健 師、子ども家庭支援センターた ち2名	最終報告案の検討
第9回	平成30年5月29日 10:00~12:00	出席委員11名 オブザーバー:心身障害者福祉 センター施設長、あゆの子主 査、健康推進課母子保健係保健 師2名、子ども家庭支援センタ ーたち主査、保育支援課係 長、保育所長	保育所への巡回相談や訪問事業 について 最終報告案の検討
第10回	平成30年6月18日 10:00~12:00	出席委員7名 オブザーバー:あゆの子主査、 健康推進課母子保健係保健師 2名、子ども家庭支援センター たち主査	最終報告案の検討
第11回	平成30年8月27日 10:00~12:00	出席委員11名 オブザーバー:心身障害者福祉 センター施設長	最終報告案の検討